

令和8年第7回うきは市教育委員会定例会会議録

開催日時 令和8年7月6日（月） 18時00分～19時00分

場 所 るり色ふるさと館 1階 ミーティングルーム

招 集 松田 清孝（教育長）

出席委員 平位 秀敏（職務代理者） 處 愛美（委員）
家永 由里子（委員） 野上 晃成（委員）

事務局 江藤 良隆（学校教育課長） 佐藤 重信（生涯学習課長）
坂本 正明（指導主事） 鶴本 健（指導主事）
熊懷 真孝（学校再編推進室長） 佐藤 弘法（教育総務係長）

諸般の報告

議事 議案第29号 指定学校を変更する場合のその他特別な事情及び必要な手続き
に関する規程の一部を改正する告示について

協議事項

報告事項

（1）6月市議会報告

- ①一般質問 別紙のとおり
- ②財産の取得 可決
- ③補正予算 可決

（2）区域外就学について

（3）生徒指導上の諸問題に関する実態調査（令和8年5月末 月例報告）について

7 その他

（1）令和8年7、8月分 主な行事予定

8 閉 会

次回教育委員会開催日時 8月6日（木） 18時00分～

教育長 それではただいまから、令和８年第７回うきは市教育委員会定例会を開会いたします。

 うきは市教育委員会会議規則第３条２項により開催いたします。

 会議の日程は本日限りといたします。

 あらためて公開・非公開に関わらず、教育委員の皆さんには地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１１条、第１２条による規定によりまして、職務上を知ることができた秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様すると規定をされております。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

 本日の議事録署名者は、野上委員にお願いいたします。

 それでは諸般の報告に参ります。諸般の報告について事務局から報告がありますか。

事務局 ありません。

教育長 それでは４の議事に移らせていただきます。協議事項について事務局事務局お願いいたします。

事務局 「議案第２９号 指定学校を変更する場合のその他特別な事情及び必要な手続きに関する規程の一部を改正する告示について」

 指定学校を変更する場合のその他特別な事情及び必要な手続きに関する規程（平成１９年１２月３日告示第２４号）の一部を次のように改正したいので、教育委員会の議決を求める。

 保護者の就労等の理由により、指定校区外の放課後児童クラブ（学童保育）を利用する必要がある場合、指定学校を変更できるよう規定を改正するものです。みやま市などの他自治体の事例を参考に、別表の「保護者が共働きのため帰宅後の監督者が不在で、親戚宅等のある通学区域の学校に通学する必要がある時」という項目に、学童保育の利用を含める形で調整します。確認書類として、保護者及び同一世帯での成人の勤務証明と学童保育所の入所を証明できる書類を求めることとします。

A委員 みやま市のように最終的には保護者の責任においてという文言を入れていた方が良いのではないか。どこに責任をと言われた時が、困るのではないか

事務局 みやま市の事例を参考に文言を工夫して対応します。

教育長 他にご意見がありましたらお願いいたします。なければ御承認いただけますか？

委員一同 承認

教育長 ありがとうございます。それでは、承認いただいたということで、先に進ませていただきます。5の協議事項です。協議事項について事務局からありますか。

事務局 ありません。

教育長 それでは、先に進ませていただきます。6の報告事項に移ります。

(1) 6月市議会報告

①一般質問 別紙のとおり

一般質問では、5名の議員から学校教育、1名の議員から生涯学習に関する質問がありました。特に不登校対策についての質問が多く寄せられました。

②財産の取得 可決

③補正予算 可決

(2) 区域外就学について

1件あり 母親の出産に伴う里帰り（約1ヶ月間）のため

(3) 生徒指導上の諸問題に関する実態調査(令和8年5月末 月例報告)について

5月のいじめ認知件数は小学校1件、中学校5件

不登校については、小学校5名、中学校14名（うち30日以上欠席者）

昨年度から継続して欠席率が高い傾向にあり、昼夜逆転や家庭環境など複雑な要因が背景にあります。

オンライン学習を利用している児童の出席扱いについては、国の通知に基づき、学習実態を校長が判断して適切に対応していく方針を確認。

7 その他

(1) 令和8年8、9月分 主な行事予定

8 閉 会

次回教育委員会開催日時 8月6日（木） 18時00分～